

島田市告示第82号

島田市先端設備等導入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

島田市長 染谷 絹代

島田市先端設備等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の持続的な成長及び中小企業者の競争力強化のため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第52条第1項の規定により市が認定した先端設備等導入計画（同項に規定する先端設備等導入計画をいう。以下同じ。）に沿って実施される労働生産性の向上に資する設備投資をする中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内に事務所又は事業所を有し、又は設置しようとする中小企業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 先端設備等導入計画（従業員の賃上げの方針を策定しているものに限る。）を作成し、市の認定を受けていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、先端設備等導入計画に記載された先端設備等の導入に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、先端設備等導入計画における従業員の賃上げの方針が1.5パーセント以上3.0パーセント未満の場合にあつては50万円を、3.0パーセント以上の場合にあつては100万円を限度とする。

3 補助金の交付は、一の補助対象者につき、1回とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 見積書等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする
こと。
- (2) 補助対象経費の額の変更（20パーセント以下の額の変更であって、補助金の額
に変更が生じないものを除く。）をしようとする
こと。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、補助金の収支に関する帳簿を備
え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受
けた年度の終了後5年間保管しておかなければならないこととする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補
助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が第6条第1項各号に規定する変更をしよう
とするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げ
る書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 見積書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、
その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認
書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して30日を経
過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早
い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、
市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) 導入した先端設備等を確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第10条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金
交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に
規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日まで

に、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限の期間)

第12条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第5条、第8条、第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業の内容 ※具体的な取組内容		
事業の目的		
先端設備等の種類		
実施場所		
着手（予定）年月日		年 月 日
完了（予定）年月日		年 月 日
賃上げの方針		
労働生産性 向上の目標 （達成状況）	効果	
	数値	

（注）

- 1 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
- 2 事業実績書の場合は、「労働生産性向上の目標（達成状況）」の欄について、事業計画書に記載した効果及び数値に対する実績を記載すること。